

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第6号）

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

1 改正の必要性

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が令和4年5月18日に公布、令和4年7月1日に施行されたことに伴い、「教育職員免許状に関する規則」の一部を改正する必要がある。

2 改正の内容

教育職員免許法の一部改正に伴い、施行日（令和4年7月1日）以降、教員免許更新制が解消されることとなった。このため、教員免許の申請等手続きを定めた「教育職員免許状に関する規則」の更新制に関する部分の削除及び、条項ずれの規定の整理等を行う。

3 教育長の臨時代理を行った理由

令和4年7月1日から教員免許更新制が解消されるにあたり、6月末までに関係規則の整備を行う必要があったが、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令」が令和4年6月21日に公布され、6月定例教育委員会へ付議する暇がなかったため、令和4年6月27日、教育長の臨時代理により規則改正を行った。

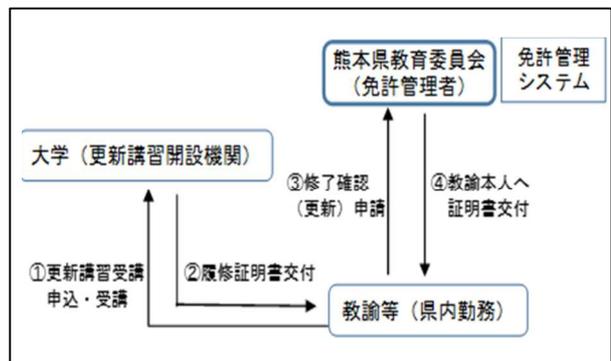
（参考）

【改正前】教員免許更新制について

教員免許法に基づき平成21年4月1日に施行された制度。

教員免許状に10年間の有効期限を付し、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習を受講させ、最新の知識技能の保持を図るもの。

更新講習を受講・修了後、免許管理者（県教委）修了確認申請を行う必要がある。



【改正後】教員免許更新制の発展的解消について

中央教育審議会で、必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるよう抜本的な検討が行われ、令和3年8月23日に中央教育審議会の特別部会から「発展的に解消する」との審議まとめ案が提示され、令和4年5月11日に免許法の一部を改正する法律が通常国会で可決されたことにより、教員免許更新制が解消されることとなった。

規則の概要

1 規則の名称

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の施行により、教員免許更新制が解消されることに伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 有効期間を超過し失効した免許状に係る授与出願等について、免許状更新講習に関する提出書類等を定めた規定の削除を行う。

ア 大学等における単位修得等による授与出願(第13条関係)

イ 教育職員検定による出願(第16条関係)

ウ 教員資格認定試験による出願(第26条の2関係)

(2) 免許更新、有効期間の延期、更新講習免除に係る提出書類等を定めた別表2の削除を行う。なお、以下の手続については、所有する免許状の確認が必要なため、当該書類を提出書類として残すこととする。

ア 特別支援学校教諭の普通免許状授与出願(第14条関係)

イ 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状授与出願(第15条関係)

ウ 教育職員検定による出願(第17条 第19条関係、第22条関係、第24条関係)

エ 平成元年3月31日までに授与された免許状の授与出願(第26条関係)

オ 特別支援教育における新教育領域追加の出願(第26条の3関係)

(3) 教育職員免許法の条項ずれに伴う規定の整理を行う。(第24条関係、第26条の2関係)

(4) この規則は、令和4年7月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年熊本県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第14条中「必要とする免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。

第15条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。

第16条第2項を削る。

第17条第2号、第18条第1号、第19条第2号及び第22条第1項第1号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。

第24条の見出し中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条中「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。

第26条第2号中「免許状に係る別表2に定める書類」を「所有する免許状の写」に改める。

第26条の2第1項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第26条の3第1項第4号中「その免許状に係る別表2に定める書類（免許状の写を除く。）」を「所有する免許状の写」に改める。

別表2を削る。

別記第4号様式を次のように改める。



附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)新旧対照表

旧	新
<p>第6章 免許状の出願</p> <p>(免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出願)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>免許法第5条第2項の規定により免許状の授与を願い出る者は、前項の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書及び有効期間が満了した免許状を有する場合はその免許状を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第14条 免許法別表第1の表における特別支援学校の教諭の普通免許状を受けようとする者は、前条の規定による書類のほか、<u>必要とする免許状に係る別表2に定める書類</u>を提出しなければならない。</p> <p>(自立教科免許状授与出願)</p> <p>第15条 免許法施行規則第64条第1項の表及び16年改正省令附則第2条の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を願い出る者は、授与願及び履歴書のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>免許状に係る別表2に定める書類</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(教育職員検定全般に通ずる出願)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 免許法第6条第4項の規定により免許状の授与を願い出る者は、前項</p>	<p>第6章 免許状の出願</p> <p>(免許法別表第1、第2、第2の2及び免許法附則第8項による授与出願)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 免許法別表第1の表における特別支援学校の教諭の普通免許状を受けようとする者は、前条の規定による書類のほか、<u>所有する免許状の写</u>を提出しなければならない。</p> <p>(自立教科免許状授与出願)</p> <p>第15条 免許法施行規則第64条第1項の表及び16年改正省令附則第2条の規定により特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を願い出る者は、授与願及び履歴書のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所有する免許状の写</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(教育職員検定全般に通ずる出願)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(削る)</p>

の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書及び有効期間が満了した免許状を有する場合はその免許状を添えて提出しなければならない。

(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)

第17条 免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7又は第8の規定により免許状の授与を願い出る者は、前条の規定による書類のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 免許状に係る別表2に定める書類

(3)～(5) (略)

(免許法別表第4による出願)

第18条 免許法別表第4の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 免許状に係る別表2に定める書類

(2) (略)

(施行法第2条による出願)

第19条 施行法第2条の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 免許状に係る別表2に定める書類

(3)～(6) (略)

(自立教科免許状検定出願)

(免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7、第8による出願)

第17条 免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7又は第8の規定により免許状の授与を願い出る者は、前条の規定による書類のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所有する免許状の写

(3)～(5) (略)

(免許法別表第4による出願)

第18条 免許法別表第4の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 所有する免許状の写

(2) (略)

(施行法第2条による出願)

第19条 施行法第2条の規定により免許状の授与を願い出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所有する免許状の写

(3)～(6) (略)

(自立教科免許状検定出願)

<p>第22条 免許法施行規則第64条第2項の表又は第65条の規定により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>免許状に係る別表2に定める書類又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許法附則第5項、第9項、<u>第18項又は第19項</u>による出願)</p> <p>第24条 免許法附則第5項、第9項、<u>第18項又は第19項</u>の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>免許状に係る別表2に定める書類</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(63年改正法附則第10項による出願)</p> <p>第26条 63年改正法附則第10項の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか次の書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>免許状に係る別表2に定める書類</u></p> <p>(教員資格認定試験による出願)</p> <p>第26条の2 免許法第16条の2第1項の規定により、教員資格認定試験合格者が普通免許状の授与を願ひ出る場合は、次の書類を提出するものとする。</p>	<p>第22条 免許法施行規則第64条第2項の表又は第65条の規定により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定による書類のほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所有する免許状の写又は免許に関する証明書</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許法附則第5項、第9項、<u>第17項又は第18項</u>による出願)</p> <p>第24条 免許法附則第5項、第9項、<u>第17項又は第18項</u>の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所有する免許状の写</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(63年改正法附則第10項による出願)</p> <p>第26条 63年改正法附則第10項の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状の授与を願ひ出る者は、第16条の規定によるほか次の書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所有する免許状の写</u></p> <p>(教員資格認定試験による出願)</p> <p>第26条の2 免許法第16条第1項の規定により、教員資格認定試験合格者が普通免許状の授与を願ひ出る場合は、次の書類を提出するものとする。</p>
---	---

とする。

(1)～(3) (略)

2 免許法第 16 条の 2 第 2 項の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、前項の規定による書類のほか免許状更新講習修了又は履修証明書を添えて提出しなければならない。

(新教育領域追加の出願)

第 26 条の 3 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許状に新教育領域の追加を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 新教育領域を追加して定める免許状の原本及びその免許状に係る別表 2 に定める書類(免許状の写を除く。)

2・3 (略)

別表 2(第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 26 条の 3 関係)

申請者区分	提出書類
旧免許状(平成 21 年 3 月 31 日までに授与された免許状)所持者	免許状更新講習修了確認を行った者 更新講習修了確認証明書の写
	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号)附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認を行った者 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号)附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書の写
	修了確認期限の延期を行った者 修了確認期限延期証明書の写
	免許状更新講習免除を認め

る。

(1)～(3) (略)

(削る)

(新教育領域追加の出願)

第 26 条の 3 免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許状に新教育領域の追加を願ひ出る者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 新教育領域を追加して定める免許状の原本及び所有する免許状の写

2・3 (略)

(削る)

	られた者	の写
	上記に該当しない者	免許状の写
新免許状(平成 21年4月1日 以降に授与さ れた免許状)所 持者	免許状の有効期間の更新を 行った者	有効期間更新証明書の写
	免許状の有効期間の延長を 行った者	有効期間延長証明書の写
	上記に該当しない者	免許状の写

別記第4号様式(第13条関係)
[別紙参照]

別記第4号様式(第13条関係)
[別紙参照]